

既存建物の増改築・建替を計画されている方へ

既存建物の増改築・建替を計画している方は、下記の資料（コピー可）を窓口までご持参ください。

（滅失した建物についても再建できる場合があります。）

注意：市街化調整区域では建替の際、従前の建物の敷地と用途を変更することはできません。

（許可をとれば可能な場合もあります。）

A 線引き時に存在していた建築物の場合

別紙「線引き時に存在していた建物の確認」に記載の資料

+

既存建物の平面図・床面積の計算書、予定建物の平面図・床面積の計算書

B 線引き後に建築された建築物の場合

1 申請地位置図

2 申請地および申請地上の既存建築物の現況写真

3 a申請地の土地登記事項証明書（閉鎖謄本が必要な場合もあります）

4 申請地が掲載されている公図

5 申請地上の建物に関する書類

下記の書類にて、適法な手続きを経て建築されたと判断できるもの

○b都市計画法に基づく開発許可通知書（建築許可通知書）

開発許可を得ている場合は、開発登録簿（都市局都市計画課（国際ビル6F）で交付）を持参ください。

○c建築確認を受けたことを証明する書類

・建築計画概要書など（建築住宅局建築調整課（国際ビル5F）で交付）

6 既存建物の平面図・床面積の計算書

7 予定建物の平面図・床面積の計算書

注意

・上記のほか、場合によっては資料が追加が必要となる場合があります。

・Bの場合、許可を得た者（許可不要の農家住宅の場合は農業従事者）しか住めない、使用者制限がかかっている場合があります、その際は「使用者制限の解除」（運用基準22）の手続きが先に必要となります。

*線引き時：一部の区域を除き昭和45年12月28日です。

担当窓口：都市局都市計画課 調整区域担当

Tel 078-984-0385